

「地方消費者行政強化作戦 2020 策定に関する懇談会」の開催について

令和元年 5 月 21 日
消 費 者 庁

1. 趣旨

消費者行政の現場は地域にあり、地方消費者行政の充実・強化は消費者政策の推進の重要課題である。

平成 27 年 3 月には、消費者基本計画（平成 27 年 3 月 24 日閣議決定）を踏まえ、「地方消費者行政強化作戦」を策定し、どこに住んでいても質の高い相談・救済を受けられ、安全・安心が確保される地域体制を全国的に整備することを目指し、地方消費者行政推進交付金等を活用した支援を実施してきた。

地方消費者行政推進交付金による支援が平成 29 年度に一区切りを迎えるに当たり、「地方消費者行政の充実・強化に向けた今後の支援のあり方等に関する検討会」を開催し、平成 30 年度以降の国からの支援の在り方についての基本的な方向性を示したところである。

平成 30 年度からは、「地方消費者行政強化交付金」による支援を行っているところであるが、いまだ地方消費者行政の財政基盤や推進体制は脆弱であるとの声も多く聞かれるところであり、平成 31 年 1 月～3 月には「地方消費者行政充実のためのキャラバン」を実施し、47 都道府県の消費者行政職員、消費生活相談員等と現下の地方消費者行政の課題等について意見交換を行ってきた。

これらの状況を踏まえ、今後の地方消費者行政の目指すべき姿を示した「地方消費者行政強化作戦 2020」を策定するため、「地方消費者行政強化作戦 2020 策定に関する懇談会」（以下「懇談会」という。）を開催する。

2. 主な検討事項

- (1) 地方消費者行政の現状と評価について
- (2) 地方消費者行政が取り組むべき課題について
- (3) 国と地方公共団体（都道府県、市町村）の役割分担について
- (4) 今後の地方消費者行政の目標及び目標達成に向けた方策について

3. 懇談会の委員等

- (1) 懇談会の委員は、消費者庁長官が委嘱するものとする（別紙）。
- (2) 懇談会に座長を置き、座長は消費者庁長官があらかじめ指名する者とする。
- (3) 座長は、懇談会を総括する。

- (4) 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指定する者が、その職務を代理する。
- (5) 座長は、必要に応じ、委員以外の関係者に懇談会への出席を求め、意見を聴くことができる。

4. 懇談会の運営等

- (1) 懇談会は、原則として公開とする。ただし、特段の理由があると座長が認めた場合は、懇談会の全部又は一部を非公開とすることができる。
- (2) 懇談会の撮影及び中継は不可とする（報道関係者が、会議の冒頭等において全体の風景を撮影する場合を除く。）。
- (3) 懇談会での配布資料は原則として各回終了後消費者庁ウェブサイトにて公表する。ただし、特段の理由があると座長が認めた場合には、配布資料の全部又は一部を非公開とすることができる。
- (4) 懇談会の議事録については、各回終了後、消費者庁ウェブサイトにて公表するものとする。
- (5) その他、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。
- (6) 懇談会の庶務は、消費者庁消費者教育・地方協力課において処理する。

5. 進め方

令和元年5月以降、月1～2回程度開催。7月末を目途に取りまとめを行う。